

健康保険証の新規発行は令和6年12月2日に終了

マイナ
保険証

始まっています！

医療機関の受診はマイナ保険証で！



マイナ保険証のメリット

マイナ保険証を利用するメリットは大きく分けて2つ！

安心

よりよい医療が受けられる！

たとえば…

健診や診療の情報を医師と共有できるため、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※本人の同意なく情報が共有されることはありません。

便利

各種手続きが便利・簡単に！

たとえば…

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します。

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。ただし発行済みの健康保険証については、令和7年12月1日まで従来通り使用できます。なお、マイナ保険証をお持ちでない方等については、資格確認書等を用いて医療機関等を受診することも可能です。

令和6年12月2日以降の医療機関等への受診方法

マイナ保険証



メリットが
たくさん!!

- ・マイナンバーカードの取得が必要です。
- ・マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

健康保険証



・令和6年12月2日以降
新規発行を終了します。

・退職または扶養解除等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

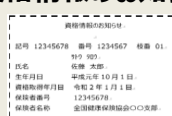
資格確認書



・マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。

- ◆新規加入者 令和6年12月2日以降
- ◆既存加入者 令和7年9月以降

資格情報のお知らせ



・令和6年9月より事業所に全ての加入者分をお送りしています。

・受診時にはマイナ保険証と一緒に提示いただく必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には以下の方法があります。

スマホで
簡単！



マイナポータル

受診時に
簡単に
できます！



医療機関窓口の
カードリーダー

カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ！



セブン銀行ATM

マイナンバーカードの
保険証利用申し込みの詳細は
こちらからご確認ください。



(厚生労働省作成動画)
どうやって申し込むの？
今すぐできる！簡単申込み編

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

事業所の皆様へのお願い（裏面へ）

事業所の皆様へのお願い

「資格情報のお知らせ」をお送りします。

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごとの**資格情報のお知らせ**と**加入者情報（マイナンバーの下4桁）**を事業所に送付させていただきますので従業員への配付をお願いいたします。

送付対象となる方は？

国の方針に基づき、**令和6年9月（※）に全加入者に対し、事業主を経由して**記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付します。

（※）9月送付の対象でなかった方については、令和7年1月下旬ごろに発送予定です。

送付物のイメージ

1 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請時に！

健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

2 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。ご自身のマイナンバーと一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年9月10日時点）。なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	令和6年10月1日				
負担割合	3割（令和6年10月1日時点）				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	全国健康保険協会 ○○支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナ保険証と併せて医療機関等の受付で表示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で表示することで受診いただけます）。



マイナ保険証へのアクセス
ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない等の場合は、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で表示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で表示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁の数字で表示）。方角、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）と一致していない場合は、保険者までご連絡ください。

*****6825

1

資格情報のお知らせ

記号	12345678	番号	1234567	枝番	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	令和6年10月1日				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部				

左を切り取ってご利用いただくことができます
（このお知らせのみでは受診できません）



「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、令和6年9月2日（月）から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽ
マイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

8時30分～17時15分
（土日祝日を除く）

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、
国のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）をお願いします。



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応
言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語



マイナ保険証の制度や最新情報を
滋賀支部ホームページに掲載しております。
二次元バーコードよりご覧ください。



全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3F

☎077-522-1099 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）